



令和 7 年（2025 年）5 月 14 日

彦根長浜都市計画の決定・変更案を縦覧します

本市都市計画の決定・変更のため、都市計画法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を縦覧します。

【決定・変更する都市計画】

○彦根長浜都市計画用途地域の変更

稲枝駅西側地区、甲田地区、鳥居本地区、小泉・西今地区

○彦根長浜都市計画地区計画の決定

稲枝駅西側産業地区地区計画

甲田・梅ヶ原地区地区計画

○彦根長浜都市計画風致地区の変更

鳥居本風致地区

○彦根長浜都市計画図書館の決定

彦根市立図書館中部館

○彦根長浜都市計画体育館の変更

彦根市スポーツ・文化交流センター

縦覧期間：令和 7 年 5 月 16 日（金）～ 同月 30 日（金）

ただし、土・日を除く、午前 9 時 00 分～午後 4 時 45 分

縦覧場所：彦根市役所本庁舎 2 階 都市計画課 窓口、支所、各出張所、

滋賀県湖東土木事務所管理調整課

そ の 他：これらの案に意見がある場合は、意見書を提出することができます。

【連絡先】

彦根市都市政策部都市計画課

都市計画係 村田

TEL 0749-30-6124（直通）

市役所内線（257）